

国産農林水産物等の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書

少子・高齢化社会の到来により農林水産物の国内マーケットは縮小する見込みにある一方、世界的な日本食ブームの広がりや、アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加などを背景に、海外には今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在しており、政府は、昨年６月に閣議決定された日本再興戦略において、２０２０年における農林水産物、食品の輸出額の目標を１兆円と定めています。

こうした農林水産物、食品の輸出促進により、生産者や輸出事業者などが販路拡大や所得の向上、国内価格の下落に対するリスクの軽減などを図ることができるとともに、生産量の増加により食料自給率が向上し、輸出入バランスが改善するなど、国民全体にとっても幅広いメリットが考えられます。

よって、政府は、国産農林水産物等の輸出拡大に向けて、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- １．原発事故に伴う輸入規制を行っている国々に対し、科学的根拠に基づき国境措置を実施するよう多国間協議の場で要請するなど、規制撤廃に向けて働きかけること。
- ２．国や日本貿易振興機構等が一体となって、ブランド確立や産地間連携を図るとともに、諸外国の輸入規制情報の提供や関連する相談窓口の設置、諸外国から要求される証明書の国による一元的な発行など、国内輸出事業者への支援策を行うこと。
- ３．輸出先となる国や事業者から求められるＨＡＣＣＰ等の国際規格の認証取得を促進するとともに、国際的な取引にも通用するよう、ＨＡＣＣＰをベースとした食品安全管理や、農業生産工程管理に関する規格、認証の仕組みの構築を推進すること。
- ４．国内・海外商談会の開催や輸出に必要な情報の提供、輸出相談窓口体制の充実、トップセールスによる支援など、日本食文化・産業の一体的な海外展開を一層推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２７年６月２６日

枚方市議会議員 大 森 由紀子

〈提出先〉

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣